

募集要項等に係る質問書に対する回答

■募集要項

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	募集要項	事業の範囲	2	1	(1)	オ	(ウ)	①	(e)	道路工事を本件に含める場合、事業区域が1ha以上となるため、倉敷市土地利用審査会にかけるとは思います。令和7年4月1日に規制事務開始の盛土規制法許可申請まで含めると、工期が間に合わない可能性がございます。事業スケジュールの修正をお願いしますでしょうか。	道路部分は市道(道路法に基づく道路)として整備するものであり、ここで言う事業区域は1ha未満となります。
2	募集要項	事業の範囲	2	1	(1)	オ	(ウ)	①	(e)	本件における道路工事は、開発工事に該当するとの認識でしょうか。仮に開発工事に該当しない場合、市への移管手続き上、支障がないものとして計画されていると考えて宜しいでしょうか。	No.1の回答をご確認ください。開発許可申請の要否については開発指導課にお尋ねください。
3	募集要項	事業の範囲	2	1	(1)	オ	(ウ)	①	(e)	道路工事を本件に含める場合、事業区域が1ha以上となるため、盛土規制法による調整池が必要になるとは思います。調整池設置の費用は、本事業に見込む必要があるでしょうか。	No.1の回答をご確認ください。
4	募集要項	個別の参加資格要件	9	2	(2)	イ	(ウ)			建設業務を行う者は2者以上により実施すること。なお、次の①から③までの要件は全ての建設業務を行う者が満たすものとし、⑤及び⑥の要件は、いずれかの者が満たすものとする。と記載がありますが、⑤から⑦までの要件は、いずれかの者が満たすものとする。ではないでしょうか。実施方針と差異が出ておりますので、修正をお願いいたします。	修正します。
5	募集要項	参加資格審査書類の受付	13	4	(1)	イ				参加資格申請書類の提出は様式1-11代理人とは別の代表企業の者での提出でもよろしいでしょうか。	構いません。
6	募集要項	競争的対話	15	4	(1)	カ				競争的対話の参加人数は指定がありますでしょうか。	参加人数の制限はありませんが、参加アカウント数は4つまでとします。
7	募集要項	優先交渉権者の決定	16	4		ケ				仮に、応募者が1グループの場合でも、優先交渉者を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	募集要項	提案価格及び提案価格の算定方法等について	18	4	(2)	コ				提案用基準金利については、貴市からご提示いただける認識でよろしいでしょうか。	本市保健体育課のホームページで公表します。
9	募集要項	提案価格及び提案価格の算定方法等について	18	4	(2)	コ				提案用基準金利について、応募者間で齟齬が生じないよう決定時に公表をお願いしますでしょうか。	No.8の回答をご確認ください。
10	募集要項	提案価格及び提案価格の算定方法等について	18	4	(2)	コ				サービス購入費Aについて、税抜き価格として計算する場合は、「1,000,000,000円」となる認識で宜しいでしょうか(様式I-3-1にサービス購入費Aを税抜き価格を記載する箇所がございます)。	共同調理場施設整備費に係る消費税を一括で支払いますが、その消費税をサービス購入費Aに含め、1,100,000,000円としています。共同調理場施設整備費の提案額により消費税額は増減しますが、サービス購入費Aの一括支払金額は定額とするものです。
11	募集要項	提案価格及び提案価格の算定方法等について	18	4	(2)	コ				「引渡し後に一括で支払う「サービス購入費A」は1,100,000,000円とすること。」とありますが、この金額は税別でしょうか。	No.10の回答をご確認ください。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	要求水準書	敷地概況	7	2	(2)	エ	(ア)			市有地(一部借地)において、どの部分が借地になるのか、参考資料2「敷地範囲図」でお示ください。	本施設稼働開始時には、本施設建設のための敷地及び道路部分はすべて市有地となる予定です。
2	要求水準書	敷地概況	7	2	(2)	エ	(ア)			市有地(一部借地)とあります。借地部分のご教示をお願いいたします。	No.1の回答をご確認ください。
3	要求水準書	敷地概況	7	2	(2)	エ	(ウ)			本事業における解体撤去すべき既存施設として、敷地西側にある二丁目ゴミステーションは含まれないものとして宜しいでしょうかまた、その設置場所、位置調整を含めた地元との協議も本事業に含まれていないものとして宜しいでしょうか。	ゴミステーションは施工期間中及び完成後も当該事業敷地内において地元の方が利用しますので、ご配慮いただくとともに、移設場所等ご提案ください。なお、地元との協議は本市で行いますが、移設等に係る費用は全て事業費に含めてください。
4	要求水準書	敷地概況	7	2	(2)	エ	(ウ)			本事業における解体撤去すべき既存施設として、別棟で存在している現調理場ですが、内部の厨房機器を撤去した後、建物自体の解体撤去は含まれないものとして宜しいでしょうか。	ご質問の「別棟」が何を指しているか不明ですが、旧玉島学校給食共同調理場の建物は既に解体済のため存在しません。また、配送校の現調理場においては、建物自体の解体は含まれません。
5	要求水準書	敷地概況	7	2	(2)	エ	(エ)			敷地西側道路際にあるゴミステーションは移設あるいは撤去対象に入りますか。	No.3の回答をご確認ください。
6	要求水準書	敷地概況	7	2	(2)	エ	(エ)			「既存施設に関する資料」に示す敷地内の既存施設は本事業ですべて解体・撤去する(困障・埋設設備共)とありますが、RICB改修図にございますよう北側民地レベル差があるため既設ブロック積・控壁を残置してもよろしいでしょうか。	事業費としては、全て解体撤去するための費用を見込んでください。また、施工の際は、対象物を決定するため市と協議してください。なお、残置するものが発生した場合、その費用分について事業費を減額します。
7	要求水準書	敷地概況	7	2	(2)	エ	(エ) (オ)			敷地内の既存施設及び建物内の既存備品は、本事業ですべて解体・撤去及び撤去・処分することとなっております。解体後は、現地にある土砂で整地すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、泥など整地に適さない土であった場合は協議によります。なお、共同調理場建設のための敷地以外の箇所は、周辺状況に合わせたグラウンドレベルで整地してください。
8	要求水準書	敷地概況	7	2	(2)	エ	(カ)			「本施設1階床面高さが現状地盤面よりおおむね1.0m以上高い位置となるように」とありますが、基準の地盤面は敷地内段差のうち低い方(北側敷地)と考えてよろしいでしょうか。	令和6年12月20日公表の「参考資料2」修正版をご確認ください。現状地盤面を取る位置を示しています。
9	要求水準書	敷地概況	7	2	(2)	エ	(カ)			質疑回答資料2で現状地盤面を取る位置をお示しいただきましたが、「盛土等を計画した場合の安全性及びインフラとの整合性を検討する」ための周辺道路、計画敷地内の現況レベルを公表いただくことは可能でしょうか。	お示しできる資料はありません。
10	要求水準書	敷地概況	9	2	(3)	イ				倉敷中央学校給食共同調理場から配送予定の各学校における提供食数をご教授ください。(第一福田小、第四福田小、第五福田小、旭丘小、連島神亀小、連島東小、連島南小)	令和6年5月時点での提供食数は以下のとおりです。第一福田小(708食)、第四福田小(630食)、第五福田小(225食)、旭丘小(387食)、連島神亀小(319食)、連島東小(317食)、連島南小(1052食)
11	要求水準書	給食提供開始日	10	2	(3)	エ				アレルギー代替食開始を令和11年より開始との記載があります。代替食対応のアレルゲン食材はウ(エ)記載の卵・乳のみの理解で宜しいですか？	「アレルギー除去食」の対応アレルゲンは乳・卵です。「アレルギー代替食」は乳・卵のみでなく、市が指定するアレルゲンが対象となります。
12	要求水準書	敷地内ゾーニング計画における基本的要件	10	2	(4)	ア	(イ)			設計要求水準に敷地への車両出入口は、西面以外に設置とありますが工事期間中も西面に工事車両出入口を設けることは避けた方がよいのでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、常時交通誘導員を配置するなど安全に配慮された計画である場合はこの限りではありません。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
13	要求水準書	建物敷地境界	10	2	(4)	イ	(イ)	d		西側道路拡幅部分は、市道に編入されますか。	拡幅部分は市道に編入します。
14	要求水準書	新設道路	10	2	(4)	イ	(ウ)	b		新設道路の設計及び交差点協議は事業者負担とありますが、交差点協議により、新たな信号機設置等の要求はないとの考えでよろしいでしょうか。また、交差点協議により、事業費に大きく影響を与える要求は発生しないとの考えでよろしいでしょうか。	道路協議による信号機設置は想定していません。費用対効果を考慮した交差点設計を行い、交通規制課(公安委員会)と協議をしてください。
15	要求水準書	電源設備	16	2	(4)	オ	(セ)	b	(b)	ii 遠隔確認システムは、リアルタイムデータのみですか、過去データも含めたものですか。	過去データも含めたものを想定しています。
16	要求水準書	電源設備	16	2	(4)	オ	(セ)	b	(b)	iv 停電対策とは、停電時にITV機器、防犯機器(機械警備システム)が動作する電源を確保することと理解して良いですか。その場合は、確保時間をお示し下さい。あるいは、瞬停対策としてのUPS装置の設置と理解してよいですか。	停電対策は、コンセント設備、電話、LAN設備を想定しています。停電対策の時間及び、ITV機器、防犯機器等の停電対策は事業者の提案に委ねます。
17	要求水準書	停電対策等	18	2	(4)	オ	(セ)	b	(l)	停電対策対象の「通信・情報設備」は、外線電話、内線電話、FAX、LAN、モニタリング設備で、サーバーは除く理解でよいですか。	市ネットワーク用のサーバーは除きます。
18	要求水準書	果物切裁室	23	2	(4)	カ	(チ)	b	(b)	「非加熱で喫食する食材を、和え物調理室に送る場合があることを想定した配置にする」とありますが、どのような献立で、和え物調理室に送ったあとの調理作業をご指示願います。	一例を挙げると、「リンゴ入りポテトサラダ」を調理する際は、リンゴは果物切裁室でカットし、じゃがいも、玉ねぎ、ハムは和え物準備室で加熱、冷却します。各室で調理した食材を和え物調理室へ送り、和え釜で和えた後配缶する想定です。
19	要求水準書	アレルギー専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	vi アレルギー対応食調理は、通常の運営日に先の献立の調理・保存作業を行い、提供当日は再加熱のみの作業という認識で宜しいでしょうか。室内の機器配置や機器数・人員配置数に関わりますので、運用の想定がございましたら、出来る限り詳細にご教示をお願い致します。	アレルギー除去食は提供当日に調理を行います。アレルギー代替食は前日までに調理、保存しておき提供当日は再加熱、配缶作業になると想定しています。アレルギー代替食の調理作業日や保存期間等は市と協議の上決定していく想定です。
20	要求水準書	アレルギー専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	「(vi)アレルギー代替食を事前に調理、保存しておき、提供当日に再加熱」とありますが、これは、クックチル調理を行う、という認識でよろしいでしょうか。クックチルに関しては、学校給食衛生管理基準に「教育委員会等の責任において、クックチル専用の施設設備の整備、二次汚染防止のための措置、学校給食従事者の研修の実施、衛生管理体制の整備等衛生管理のための必要な措置を講じたうえで実施すること」とあります。日本国内には、クックチルに関する食品衛生法上の規制がないため、冷却温度および時間、保管温度、保管期間、喫食までの時間等、特に温度と時間における基準は、市において定めていただけたとの理解でよろしいでしょうか。参考までに、国内のセントラルキッチン等の運用の際に採用例が多い英国保健局のガイドラインを添付します。	アレルギー代替食の調理法は、クックチル調理に限定したものではありません。市としては、安全安心に提供することを前提に前日までに調理し、提供当日に再加熱し提供できる手法を想定しております。
21	要求水準書	アレルギー専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	代替食の事前調理を行う意図をお示しください。その意図を踏まえた上で、事前調理を行うリスク(冷却時間と温度の管理不備、保管中の温度管理の不備など)と、当日調理のデメリット(調理員人数)を考慮し、事前調理のリスクの方が大きいと事業者が判断した場合は、当日調理にて提供でもよろしいでしょうか。	児童生徒のアレルギーの原因となる食品は多様化してきており、学校給食においても、より個別対応が必要となってきています。事前調理することで少量多品目のアレルギー代替食の調理が可能となり、当日調理に比べ幅広く給食が提供できると考えています。
22	要求水準書	アレルギー専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	代替食の事前調理について、献立作成は市の業務ですが、何日前に調理するかなどの事前調理の計画は、事業者の業務範囲でしょうか。どのような調理をどの頻度で行うかによって、人員配置や必要機器が異なりますが、現状それを判断するための条件がないため、事業者の提案する人員および機器でできる範囲の調理内容としていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事前調理等の計画は市と事業者で協議し決定する想定です。
23	要求水準書	アレルギー専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	事前調理(クックチル)に向いていない献立(揚げ物は揚げたてのものに比べ食感が悪くなる、和え物や炒め物は野菜から水分が出てしまう)もありますが、どの献立をクックチルで行うかは、事業者の判断になるのでしょうか。	No.20の回答をご確認ください。



No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
24	要求水準書	アレルギー専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	事前調理(クックチル)は再加熱があるため、1次加熱を当日調理(クックサーブ)と同じ温度基準で行うと過加熱(オーバークック)になる懸念があります。クックチルにおける1次加熱および再加熱における温度管理の基準は、市にてお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.20の回答をご確認ください。
25	要求水準書	アレルギー専用調理室	24	2	(4)	カ	(チ)	b	(h)	事前調理(クックチル)は、再加熱後から喫食までの時間の明確な基準がありませんが、英国保健局の基準を採用すると「再加熱後15分以内」とあり、共同調理場においては現実的ではありません。再加熱後の提供までの時間を最短とするためには、「事前調理の急速冷却後、チルド状態で個別容器に配食し、個別容器ごと再加熱する(いわゆるニュークックチル)」などの方法も考えられますが、その採用についてはどのようにお考えでしょうか。	No.20の回答をご確認ください。
26	要求水準書	市職員用事務室(表)	26	2	(4)	カ	(イ)	a	(b)	市職員用事務室の複合機について事業者が用意とあり、仕様にトナー・メンテナンス費用も記載がありますが、こちらはトナー交換費用及び複合機のメンテナンス費用も含めて事業者が負担となるとの認識でしょうか。	トナー交換費用及び複合機のメンテナンス費用を含めて事業者負担とします。
27	要求水準書	洗濯・乾燥室	29	2	(4)	カ	(イ)	c	(b)	洗濯・乾燥室を市職員用、事業者用で1室にまとめることは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます(要求水準書P.13で、配置は各専用部分でなくてよいこととしています)。
28	要求水準書	キャビネット・本体部	30	2	(4)	キ	(ア)	b	(d)	「扉の裏側は、ステンレス板を枠上に折り曲げてあり、ふちが扉の裏側に面しない構造とする。」と記載がございますが、お手数ですが具体的な図示等でお示しいただけないでしょうか。	右図をご参照ください。 
29	要求水準書	冷凍庫・冷蔵庫	30	2	(4)	キ	(イ)	b	(a)	「自動温度記録装置等により、経時変化をできる機器とする。」と記載がございますが、汚染、非汚染の間のパススルー冷蔵庫など、食品を1日以上保存しない冷蔵庫・冷凍庫までは自動温度記録装置は不要としていただく事は可能でしょうか。	不可とします。すべての冷蔵庫・冷凍庫に自動温度記録装置等は必要です。
30	要求水準書	回転釜	31	2	(4)	キ	(イ)	c	(a)	「vii 献立や各学校への配送計画に合わせた釜割」に対して、12/20公表の「実施方針等に係る質問書に対する回答■要求水準書(案)」のNo62で「2献立で4品(汁物・煮物・炒め物等)以上が作れる釜数」とありますが、4品作る際のメニューの組み合わせおよび食材量をお示しください。	一例を挙げると、参考資料8 ●月●日小A・中Aの野菜サラダが三色ソテーになることも想定されます。 参考資料8に三色ソテーの調理指示書を追加します。
31	要求水準書	揚物機	31	2	(4)	キ	(イ)	c	(b)	iv 貴市献立の手作りメニューの調理指示書をご教示ください。	一例として、「さつまいもと大豆の甘辛」を挙げます。 参考資料8にさつまいもと大豆の甘辛の調理指示書を追加します。
32	要求水準書	コンテナ	40	2	(10)	ウ	(ア)			食器用、食缶用の記載がございませんが、配送校の状況に合わせ、食器と食缶を別積載、または混合積載としてよい、との認識でよろしいでしょうか。ご教示ねがいます。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	学校配膳室改修業務	41	2	(11)		(オ)			配送校の荷受プラットホームの高さについては事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	学校配膳室改修業務	41	2	(11)		(オ)			配送校改修業務にあたり、工事代理人はいくつかの改修現場と兼務してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
35	要求水準書	学校配膳室改修業務	41	2	(11)		(ク)			「調理設備、消耗品等は撤去及び適正に処分を行う」とございますが、マニフェスト等の写しを提出したうえで、事業者区分との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
36	要求水準書	調理リハーサル	45	3	(2)	カ					副食用品業者とのリハーサルとありますが、納品業者の決定はいつ頃になりますでしょうか。	副食用品業者の納入業者は、公益財団法人倉敷市学校給食会の選定委員会にて選定された業者に限られます。納入業者の各施設への決定は令和10年3月頃です。
37	要求水準書	業務従事者の要件等	48	4	(1)	ウ	(ア)				維持管理業務責任者は、共同調理場に常駐することは必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	日常の検収業務	64	5	(2)	ア	(イ)				野菜・果物の納品時間について、調理当日と調理前日の食材をお示しいただける範囲で構いませんので、それぞれご教示をお願い致します。	青果の一部(もやし・きのこと類等)が当日納品で、他は前日までの納品を想定しています。前日納品の野菜・果物については冷蔵保管とします。当日納品の野菜・果物については冷蔵庫の使用は想定していません。
39	要求水準書	調理業務一般事項	65	5	(3)	ア	(ア)	d			生野菜の使用で何かしらの事故が起きた場合、翌日の同献立を中止するなどルールの取り決めはありますでしょうか。	生野菜に限らず、給食調理にて事故が発生した場合は、早急に原因の特定を行います。原因により給食提供が不可能と判断した場合は、給食の提供を中止します。
40	要求水準書	配送車両維持管理業務	70	5	(8)	イ					「配送車両に係る賠償保険の付保」とありますが、保険の補償内容詳細については事業者の提案に委ねるといふ理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	配送業務	71	5	(11)	ア	(ウ)	c			アレルギー対応食の配送で、トレーや箸・スプーン等は通常食と一緒に配送しても良いという認識で宜しいでしょうか。また、食器は対応のある献立に使用するもののみアレルギー対応食とセットにて配送するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	事業収支計画書及び経営状況の報告	74	6	(3)	(イ)					事業収支実績報告書については、貴市より提出様式の指定はありますでしょうか。	指定はありません。
43	要求水準書	参考資料2 敷地範囲図									西側道路に歩道を設ける計画ですが、現況敷地内にあるごみ収集所は本計画敷地内に設ける必要はないとの考えでよろしいでしょうか。	No.3の回答をご確認ください。
44	要求水準書	参考資料2 敷地範囲図									事業敷地内西側に近隣ごみ集積所がありますがそのまま残すと考えて宜しいでしょうか。	No.3の回答をご確認ください。
45	要求水準書	参考資料3-1 既存施設に関する資料									既存解体後の復旧については事業者提案という解釈でよろしいでしょうか。	No.7の回答をご確認ください。
46	要求水準書	参考資料3-1 既存施設に関する資料									既存解体後、新設道路北側の敷地を現場事務所や資材置き場などの工事用地として利用してよろしいでしょうか。	利用可能です。
47	要求水準書	資料4-2 インフラ現況図(上水道)									本事業の敷地内に2本の上水引込みがありますが施設建設側にある引込みは使用致しますが、使用しない上水引込みの処理方法をご指示下さい。	撤去を想定しています。詳細は水道局との協議によります。なお19ページで示すとおり、給水方式は直圧を基本とするため、既設の引き込みでは給水口径が足りないため、引き込み直しを想定しています。
48	要求水準書	参考資料8									要求水準書参考資料8調理指示書例の令和〇年〇月〇日(○)と、令和〇年●月●日(●)のA・B献立がありますが、どちらの日付のA・B献立の調理作業工程表・作業動線図を作成すればよろしいでしょうか。かきたま汁(卵除去)のある令和〇年〇月〇日(○)にて、作成になりますでしょうか。ご教示お願い致します。	要求水準書:参考資料8_令和〇年〇月〇日(○)及び令和〇年●月●日(●)のA・B献立の両日とも、調理作業工程表、作業動線図を作成してください。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a			(a)
49	要求水準書	参考資料9 学校配膳校改修概要 (玉島南小学校)								ゴミ置場の移設後の仕上は事業者の提案でよろしいでしょうか。想定した仕様がありましたらご教示ください。	現況に近い仕様での復旧と考えていますが、詳細は学校との協議によります。
50	要求水準書	参考資料9 学校配膳校改修概要 (穂井田小学校)								改修内容に「一部アスファルト舗装」と記載がありますが、範囲が不明です。想定範囲については、事業者の提案でよろしいでしょうか。指定があれば資料開示願います。	事業者の提案に委ねます。明確な範囲指定はありませんが、車両通行部(現況は土)の改良が必要という認識です。
51	要求水準書	参考資料9 学校配膳校改修概要 (真備東中学校)								改修内容に「通路への砕石敷」と記載がありますが、範囲が不明です。想定範囲については、事業者の提案でよろしいでしょうか。指定があれば資料開示願います。	事業者の提案に委ねます。明確な範囲指定はありませんが、車両通行部(現況は土)の改良が必要という認識です。
52	要求水準書	参考資料9 学校配膳校改修概要 (第五福田小学校)								改修内容に「門扉新設」とありますが、仕様と必要開口寸法が不明です。事業者の提案でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。配送車両の仕様は3t車で、①L736cm×W202cm×H292cm、②L695cm×W206cm×H284cmのいずれかの想定です。
53	要求水準書	石綿分析結果 報告書								今回の調査では塗装材について実施されていますが石綿含有の恐れがある床接着剤、アスファルトルーフィング材、下地調整材等については調査されていないのでしょうか。	床接着材については調査していません。ルーフィングは「防水」となっている項目で調査しています。下地調整材については、塗装材の調査の中であわせて採取しています。なお、公表した報告書にないものは調査していません。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)			
1	様式集 (WORD版)	納税証明書	1	1							納税証明書等は、公告日以降に交付されたもので、写しを提出することで宜しいでしょうか。	様式集に記載のとおり、公告日以降に公布されたもののPDFデータで提出してください。
2	様式集 (WORD版)	参加資格審査書類作成要領	1	1							本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社情報ではなく、貴市の入札参加資格者名簿に登録されている委任先の支店名となる認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集 (WORD版)	参加資格審査書類作成要領	1	1	14						「商業登記簿謄本(現在事項証明書)」と記載がありますが、履歴事項全部証明書を提出させて頂いても宜しいでしょうか。	構いません。
4	様式集 (WORD版)	参加資格審査書類作成要領	1	1	16						番号16に、「国税」と記載がありますが、番号15の「その1又はその3の3」と同じものを想定されており、重ねての提出は不要という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式集 (WORD版)	提案審査書類作成要領	3	3	(1)	ア					・使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。 ・余白の設定は、上下は任意とし、左右は15mm以上とすること。(図表を除く)。 と記載がありますが、(図表を除く)のは文字の大きさと、 ・使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。(図表を除く)。 ・余白の設定は、上下は任意とし、左右は15mm以上とすること。という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
6	様式集 (WORD版)	提案審査書類作成要領	3	3	(1)	イ					「金融機関名も含め、～提出者を特定できるような表記は一切行わないこと」との記載がございますが、応募者に属さない企業を提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか(保険企業や下請け企業等)。	構いません。
7	様式集 (WORD版)	提案審査書類作成要領	3	3	(1)	イ					提案書の内容を補足するために、関心表明書等を添付してもよろしいでしょうか。	関心表明書等は添付可能です。提出者を特定できなければ社名等を黒塗りする必要はありません。
8	様式集 (WORD版)	提案審査書類作成要領	3	3	(1)	イ					ページ番号につきまして、「規格の指定がある様式については、所定の位置に、市より通知された登録番号、様式No、書類名、様式名及びページ番号(当該ページ番号/総ページ数)を記載すること。」とありますが、総ページ番号は様式毎の制限枚数を記載するとの理解でよろしいでしょうか。例)様式B-4(1/2)、(2/2)	ご理解のとおりです。
9	様式集 (WORD版)	提案審査書類作成要領	3	3	(2)	イ					「提案書(I～VI)」及び「提案書(VIII～X)」は、それぞれA4判縦長(A3判指定の様式は横折込)左綴じファイルに綴じ、正本1部、副本12部、合計13部を提出すること。と記載があります。また、「※様式Gは欠番です。」と提出書類一覧表9頁に記載がありますが、「提案書(I～VI)」ではなく、「提案書(I～V)」になりますでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
10	様式集 (WORD版)	提案審査書類作成要領	4	3	(2)	イ	(ウ)				データ容量が大きく、CD-R1枚に収まらない場合は、DVD-R等にて提出してもよろしいでしょうか	構いません。
11	様式集 (WORD版)	様式1-1 様式1-3 様式1-4 様式1-9 様式1-10									令和6年度の入札参加資格申請で契約権限等を倉敷営業所に委任している場合、参加表明書等については、倉敷営業所で記載すれば宜しいでしょうか。	No.2の回答をご確認ください。
12	様式集 (WORD版)	様式1-3 様式1-4									延床面積1,000㎡以上の公共施設の実績ですが、HACCP認定取得施設等の実績が1,000㎡以上の公共施設であれば、同じ実績を記載しても宜しいでしょうか。	同じ実績でも構いません。



No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a		
13	様式集 (WORD版)	様式1-3 様式1-4							1つの物件で設計業務と工事監理業務を請負った実績がある場合は、同じ実績を記載しても宜しいでしょうか。	同じ実績でも構いません。
14	様式集 (WORD版)	様式1-3 様式1-4							実績を証明する書類は、契約書・平面図等・仕様書を提出すれば宜しいでしょうか。また、PUBDISの登録書類を提出すれば、契約書・図面等の提出は省略出来ますでしょうか。	添付書類は何でも構いませんが、参加資格要件を満たしていることが証明できるものとしてください。
15	様式集 (WORD版)	様式1-3 様式1-4							一級建築士事務所の登録を証する書類については、原本を添付でしょうか。また、公告日以降に交付されたものを提出すれば宜しいでしょうか。	一級建築士事務所の登録通知などの写しで、有効期間内のものをご提出ください。
16	様式集 (WORD版)	様式1-5							添付書類に令和6年度の入札参加資格を有することを証する書類とあるが、倉敷市ホームページに掲載してある建設工事業者名簿を印刷したもので良いでしょうか。	構いません。
17	様式集 (WORD版)	様式1-9 様式A-2							担当者とは、技術担当者でしょうか、それとも、参加表明書などの記載に関する内容についての受け答えが可能な営業担当者でしょうか。	参加表明書などの記載に関する内容についての受け答えが可能な方を記載ください。
18	様式集 (WORD版)	様式1-1							商号又は名称については、市に業者登録先(本社・支社・営業所等)で宜しいでしょうか。また、印についても市の業者登録印と考えれば宜しいでしょうか。業者登録がない業種(役務等)の押印は実印または代表取締役印と考えれば良いですか。	前段についてはNo.2の回答をご確認ください。 中段については、登録の有無は問いません。 後段の印についてはご理解のとおりです。
19	様式集 (WORD版)	様式1-10							商号又は名称については、市に業者登録先(本社・支社・営業所等)で宜しいでしょうか。また、印についても市の業者登録印と考えれば宜しいでしょうか。業者登録がない業種(役務等)の押印は実印または代表取締役印と考えれば良いですか。	No.18の回答と同様に対応ください。
20	様式集 (WORD版)	様式1-10							構成員の記入欄が不足した場合は複数ページにわたり記入しても良いでしょうか。	構いません。
21	様式集 (WORD版)	様式1-11 委任状							提出後人事異動等で、代理人の変更をお認め頂けないでしょうか。	人事異動等により代理人が変更となる場合は速やかに様式1-11を再提出してください。
22	様式集 (WORD版)	様式1-1 参加表明書							企業間の回覧に時間を有するため、1社1枚に記載の上、押印し、まとめて提出してもよろしいでしょうか。	構いません。
23	様式集 (WORD版)	様式1-1 様式1-10等 押印書類関係							押印書類は認印でよいという理解でよろしいでしょうか。	No.18,19の回答をご確認ください。
25	様式集	提出書類一覧表 H-4							「調理設備一覧表」とございますが、平面図に「図面番号」を記載している平面図のみとし、リストに関しては、「様式H-11調理設備一覧表」として提出でよろしいでしょうか。	構いません。
26	様式集	提出書類一覧表 H-12							調理作業工程表・作業動線図の参考とする「資料8の調理指示書A・B献立及びAのアレルギー対応食献立(乳・卵の除去)」とございますが、どちらの献立もB献立にアレルゲンとなる食材が含まれているかと思いますが、B献立のアレルギー対応、という理解でよろしいでしょうか。ご教示ねがいます。	ご理解のとおりです。 「資料8の調理指示書A・B献立及びBのアレルギー対応食献立(乳・卵の除去)」に修正します。



No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
27	様式集 (EXCEL版)	I-4 資金収支 計画表								列を追加してよろしいでしょうか。	構いません。
28	様式集 (EXCEL版)	I-5 損益計算 書・消費税等計 算書								列を追加してよろしいでしょうか。	構いません。
29	様式集 (EXCEL版)	I-5 損益計算 書・消費税等計 算書								様式I-5の備考において、 4において「サービス購入費B(元金償還分)相当分 収入」、「サービス購入費B(支払利息分)相当分 収入」及び「建設業務原価」については、支払期限到来 基準により計上してください。とされています。一方 で、5においては「サービス購入費B(元金償還分)相 当分収入」及び「設計・建設業務原価」については、 完成基準で計上し、「サービス購入費B(支払利息 分)相当分収入」については、発生主義により計上し てください。とされています。 4及び5とも「サービス購入費B(元金償還分)相当分 収入」、「サービス購入費B(支払利息分)相当分 収入」及び「設計・建設業務原価」の会計上の認識基準 について言及されており、一つの会計事象に対して、 二つの会計処理方法を指示されていると認識してい ますが、そのような認識でよろしいでしょうか。また、当 認識で正しい場合、支払期限到来基準と完成基準の どちらを適用して当様式を作成したらよいか、ご教示 ください。	修正します。当該項目については完成基準で 計上してください。
30	様式集 (EXCEL版)	J-4 維持管理 費見積書(内訳 表)								施設賠償責任保険等の保険料の項目を、J-3 維持 管理費見積書(年次計画表)と同様に、人件費・諸経 費の項目を削除してもよろしいでしょうか。	構いません。
31	様式集 (EXCEL版)	J-5 修繕・更新 年次計画表								表示単位は上段の■事業期間も、下段の■事業期 間終了以降【参考】記載の円単位でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
32	様式集 (EXCEL版)	I-4 資金収支 計画表								実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPC に資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わら ず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通 常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみ るため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを 財務制限条項としております。本DSCRの計算につ いても、各口座への振替金額をベースに計算しても構 いませんでしょうか。	構いません。
33	様式集 (EXCEL版)	I-4 資金収支 計画表								DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と 同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関と の優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算 にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算 定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は 優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	構いません。
34	様式集 (EXCEL版)	J-1 初期投資 費見積書								46行目に「改修工事費(様式J-2の合計値と整合させ ること)」と記載されておりますが、「J-2 学校配膳室 改修費見積書」には改修工事費のみ記載し、他学校 配膳改修費(事前調査費等)は「J-1 初期投資費見 積書」に記載するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■基本協定書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所				質問	回答
			頁	条	項	号		
1	基本協定書 (案)	事業契約	4	6	6	4	第3号と重複していますので、ご確認と修正をご検討ください。	基本協定書第6条第6項第4号を「役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。」に修正します。
2	基本協定書 (案)	事業契約	4	6	8		「責めに帰すべき事由がある者及び構成企業」と記載頂いておりますが、構成企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、構成企業を外して帰責企業のみとしていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
3	基本協定書 (案)	事業契約	5	6	9		「責めに帰すべき事由がある者及び構成企業」と記載頂いておりますが、構成企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、構成企業を外して帰責企業のみとしていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	条	項	号	ア	a	(a)			
1	事業契約書(案)	全体									「金融機関」、「金融機関等」という語を使い分けているようですが、それぞれの定義を追加してください。	一般的な金融機関を指すものであり、現時点で市が金融機関等の範囲に限定することは想定していないため、定義を設けることは予定していません。
2	事業契約書(案)	契約の保証	15	13							「ただし、第5号の場合においては、事業者は～、その保証証券を倉敷市に寄託しなければならない、」とありますが、履行保証保険について、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までに数日かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されしだい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	記載の手続きは認めます。
3	事業契約書(案)	契約の保証	15	13							「ii)設計企業等、建設企業等、工事監理者、その他施設整備企業又は維持管理企業、運営企業を契約者として、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめた場合は」とありますが、業務別(例えば、設計業務、建設業務、工事監理業務等)に保険契約を締結し、当該保険の保険金額合計が契約保証金の金額以上とする場合、契約保証金の全部を納めないことが許容されますでしょうか。	各保険契約において、保険金額が契約保証金額を上回るように設定いただく必要があります。
4	事業契約書(案)	契約の保証	15	13							契約の保証については、設計企業等、建設企業等、工事監理会社、その他施設整備企業、維持管理会社、運営企業がそれぞれ、事業者を被保険者とする履行保証保険にそれぞれの契約金額と業務期間で保険契約を締結すれば宜しいのでしょうか。その場合は、事業契約締結時には、設計企業の業務が最初に始まりますので、設計企業のみ保険契約を締結すれば宜しいのでしょうか。	前段についてNo.3の回答をご確認ください。後段について設計業務が始まる際は設計企業のみ保険契約を締結することは認めます。
5	事業契約書(案)	契約の保証	15	13	2	(2)	イ				「次年度以降、当該年度の開始日までに」ということは維持管理・運営期間の終了まで契約保証金を納付し続けるということでしょうか。そうであるならば維持管理・運営期間の約15年間納付し続けるというのは、多額の資金を固定化しなければならずコストも多大となります。維持管理・運営期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	前段についてお見込みのとおりです。後段について原案のとおりとします。
6	事業契約書(案)	契約の保証	15 16	13	2	(4) (5)					履行保証保険について 工事契約履行保証保険加入については、各社【設計・建設・設備(調理設備)も含む】が加入する履行保証保険や、維持管理及び運営業務契約履行保証を該当各社で加入する場合と、SPC全体で加入する履行保証保険どちらでも可能と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	事業契約書(案)	契約の保証	16	13	3	(2)					開業準備業務及び維持管理・運営業務の契約保証金の金額は「別紙2に定めるサービス購入費E及びサービス購入費Fの一事業年度に相当する金額の合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額」とありますが一事業年度とはいつのことでしょうか。	当該契約保証金は、対象となる年度のサービス購入費の合計(税込み)の100分の10となります。なお、物価改定によりサービス購入費が変更となった場合には、変更後の金額が基準となります。
8	事業契約書(案)	契約の保証	16	13	3	(2)					開業準備期間の契約保証金は事業契約書(案)第13条3号(2)記載の通り「サービス購入費E及びサービス購入費Fの一事業年度に相当する金額の合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額」となりますが、違約金は「サービス購入費D並びに維持管理・運営初年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額」と記載ございます。金額が一致していませんがどちらかに合わせていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
9	事業契約書(案)	契約の保証	16	13	3	(2)					維持管理・運営期間の契約保証金は事業契約書(案)第19条3号(2)記載の通り「サービス購入費E及びサービス購入費Fの一事業年度に相当する金額の合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額」となりますが、違約金は「当該解除が生じた事業年度の前年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計(維持管理・運営初年度に解除された場合は、サービス購入費D並びに維持管理・運営初年度のサービス購入費E及びサービス購入費Fの合計)の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額」と記載ございます。金額が一致していませんがどちらかに合わせていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。



No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	条	項	号	ア	a			(a)
10	事業契約書(案)	契約の保証	16	13	4					「第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。」とございますが、契約保証金額を第1号の契約保証金の納付と第5号の履行保証保険を組み合わせること(保険で保証金額の一部をカバーすること)は許容されますでしょうか。	許容します。
11	事業契約書(案)	事業者の請求による要求水準書の変更	19	20	3					事業者に帰責事由のない変更により事業者に増加費用又は損害が発生したときは、第19条第3項と同様に市で費用等を負担していただきたい。	原案のとおりとします。事業者に帰責事由のない変更は、第18条により事業者から要求水準書等の変更が必要であることを市に通知いただいた上で、第19条に基づき市が請求して変更することを想定しています。なお、事業契約書で想定されていない事情又は方法で要求水準書の変更が必要となるときであって、事業者に帰責事由のない場合には、増加費用又は損害の負担については市と事業者が協議して定めることとします。
12	事業契約書(案)	配送校追加時調達物等の調達	25	31	4					本項は貴市の指示による配送校の組み替え・追加に起因して生じた増加費用に関する条項であるため、その増加費用は貴市の負担とすることを明記いただけますでしょうか。具体的には「倉敷市と事業者が協議して定めるものとする。」の部分で「倉敷市が負担する。」と修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。原則として市が負担しますが、事業者において負担可能な部分(喫食者数の減少等により既存の備品等の利用が可能である場合など)は市の負担の対象外とします。
13	事業契約書(案)	開始時調達物等及び配送校追加時調達物等の契約不適合	27	32	13					第32条第4項から第10項までにおいて、契約不適合責任期間についての定めがあり、貴市はこの期間を超えて契約不適合責任を事業者に追及することはできないこととなっています。もともと、第13項においては、「前各項にかかわらず、事業者が事業期間中に開始時調達物等の更新・補修等を行う場合の費用は、本事業のサービス購入費に含まれる」とされ、契約不適合責任期間を超えた場合でも、事業者は自らの負担で補修を行う義務を負うように解釈できます。このような疑義を生じないため、第13項は削除いただけますでしょうか。なお、契約不適合責任の履行を除く、開始時調達物等の更新・補修等については、第5章「維持管理・運営業務」の規定に基づき実施されるため、第3章「施設整備業務」に属する第32条において規定する必要はないものと思料いたします。	ご理解のとおり、第32条第13項は、契約不適合責任とは別途、維持管理・運営業務としての開始時調達物等の更新・補修等の業務及び費用負担について、注意的に規定した条項です。混同する趣旨ではありませんが、わかりやすさのため規定しているものですので、原案のままとします。
14	事業契約書(案)	各施設の契約不適合	34	48	14					第48条第4項から第10項までにおいて、契約不適合責任期間についての定めがあり、貴市はこの期間を超えて契約不適合責任を事業者に追及することはできないこととなっています。もともと、第14項においては、「前各項にかかわらず、事業者が事業期間中に共同調理場の修繕等を行う場合の費用は、本事業のサービス購入費に含まれる」とされ、契約不適合責任期間を超えた場合でも、事業者は自らの負担で補修を行う義務を負うように解釈できます。このような疑義を生じないため、第14項は削除いただけますでしょうか。なお、契約不適合責任の履行を除く、共同調理場の修繕等については、第5章「維持管理・運営業務」の規定に基づき実施されるため、第3章「施設整備業務」に属する第48条において規定する必要はないものと思料いたします。	ご理解のとおり、第48条第14項は、契約不適合責任とは別途、維持管理・運営業務としての開始時調達物等の更新・補修等の業務及び費用負担について、注意的に規定した条項です。混同する趣旨ではありませんが、わかりやすさのため規定しているものですので、原案のままとします。
15	事業契約書(案)	事業者の責めに帰すべき事由による解除(開業準備期間開始前の解除)	47	81	2					出来形の買受代金額に、設計費用やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲である旨を明確にご説明いただけない場合は支払い対象とならないことも想定されるためご留意ください。
16	事業契約書(案)	倉敷市の責めに帰すべき事由による解除(開業準備期間開始前の解除)	50	85	1					出来形の買受代金額に、設計費用やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲である旨を明確にご説明いただけない場合は支払い対象とならないことも想定されるためご留意ください。
17	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	50	85	2					倉敷市の責めに帰すべき事由による解除の際は、買受代金は一括清算としていただきたく、事業契約書の修正をしていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
18	事業契約書(案)	法令の変更・不可抗力による解除(開業準備期間開始前の解除)	52	88	1					出来形の買受代金額に、設計費用やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲である旨を明確にご説明いただけない場合は支払い対象とならないことも想定されるためご留意ください。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	条	項	号	ア	a			(a)
19	事業契約書(案)	開業準備期間開始前の解除	53	88	3					不可抗力による解除の際は、精算代金は一括清算としていただきたく、事業契約書の修正をしていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
20	事業契約書(案)	法令の変更による費用・損害の扱い	56	92	1	1				但書を削除していただきたい。	原案のとおりとします。
21	事業契約書(案)	別紙1 保険	63							別紙1に記載されていない保険については、てん補限度額や免責金額等の保険条件は、事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	事業契約書(案)	別紙1 保険	63							実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までにおよそ1ヵ月程度かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を出し、保険証券が発行され次第提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	No.2の回答をご確認ください。
23	事業契約書(案)	別紙1 第三者賠償責任保険	63	1	(2)					第三者賠償責任保険の保険金額が「対人1名あたり最大1億円、1事故あたり最大10億円 対物1事故あたり最大1億円」という記載となっておりますが、事業者の判断で記載金額以上(例えば20億円など)の保険付保でもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
24	事業契約書(案)	別紙1 第三者賠償責任保険	63	1	(2)					第三者賠償責任保険の保険金額について、それぞれ「最大●円」と記載されておりますが、「●円以上」という意図でしょうか。	ご理解のとおりです。
25	事業契約書(案)	別紙1 第三者賠償責任保険(請負賠償責任保険及び生産物賠償責任保険)	64	2	(1)					第三者賠償責任保険の保険金額について、それぞれ「最大●円」と記載されておりますが、「●円以上」という意図でしょうか。	ご理解のとおりです。
26	事業契約書(案)	別紙1 第三者賠償責任保険(請負賠償責任保険及び生産物賠償責任保険)	64	2	(1)					開業準備期間及び維持管理・運営期間中において、貴市が本施設に関して付保する保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示いただけないでしょうか。	公益社団法人 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入する予定です。火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災・水災・雪災、土砂崩れに対して災害共済金が支払われます。
27	事業契約書(案)	別紙1 第三者賠償責任保険(請負賠償責任保険及び生産物賠償責任保険)	64	2	(1)					第三者賠償責任保険(請負賠償責任保険及び生産物賠償責任保険)の保険金額が「対人1名あたり最大1億円、1事故あたり最大10億円 対物1事故あたり最大1億円」という記載となっておりますが、事業者の判断で記載金額以上(例えば20億円など)の保険付保でもよろしいでしょうか。	No.23の回答をご確認ください。
28	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費B(割賦払い)	66	1	(2)	ウ				サービス購入費Bに係る消費税は、割賦元本額の総額に消費税を掛けて算出する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	事業契約書(案)	別紙2 学校配膳室改修に係る対価(サービス購入費C)	67	1	(3)					(3)学校配膳室改修に係る対価(サービス購入費C)は、様式集「J-2 学校配膳室改修費見積書」合計となる改修工事費か、または様式集「J-1 初期投資費見積書」における「学校配膳室改修費」の合計となりますでしょうか。	様式集「J-1 初期投資費見積書」における学校配膳室改修費と整合させてください。
30	事業契約書(案)	別紙2 維持管理・運営に係る対価(サービス購入費E・F)	68	1	(5)					サービス購入費に端数が生じた場合、当該端数は最終回で調整すればよい理解で宜しいでしょうか。(特に維持管理・運営に係るサービス購入費E及びFは四半期毎のお支払いのため、端数が生じる可能性がございます。)	ご理解のとおりです。
31	事業契約書(案)	別紙2 サービス購入費E(固定料金)	68	1	(5)	イ				第61回目の支払日について令和25年11月末と記載されておりますが、維持管理運営業務は7月末に完了する予定であるため、支払日を9月末としていただきたくご検討をお願いいたします。	ご意見を受け入れ、第61回の支払いは令和25年9月末とします。事業契約書(案)別紙2を修正します(修正箇所:P.65サービス購入費の構成、P.66Bの支払日、P.68のEの支払い最終日、P.87別表)。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	条	項	号	ア	a			(a)
32	事業契約書 (案)	別紙2 サービス購入費 E(固定料金)	68	1	(5)	イ				「ただし、第1回支払期は2か月相当分、第61回支払期は1か月相当分とする」と記載されておりますが、以下理解で宜しいでしょうか。 ----- 支払月/支払対象月 第1回 令和10年11月末/令和10年8月28日～9月末 第2回 令和11年2月末/令和10年10月1日～12月末 第61回 令和25年11月末/令和25年7月1日～7月末	第1回支払期については記載いただいたとおりです。なお、第61回の支払いについてはNo.31の回答をご確認ください。
33	事業契約書 (案)	別紙2 物価変動に伴う 改定	71	3	(2)					物価変動に伴うサービス購入費の改定については、「令和7年1月の指数と共同調理場の着工日の属する月の指数を比較」することとされていますが、内閣府令和6年1月19日通知「PPP/PFI 事業における物価変動の影響への対応について」に照らして、着工後の物価変動に関しても、国土交通省のスライド条項運用マニュアルに準じるなど、適切に協議・対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 また、その旨を事業契約書に追記いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。ご質問の趣旨を踏まえ、事業契約書(案)に示す、物価変動に伴うサービス購入費の改定方法としています。ただし、想定を超える物価変動等により契約内容の変更について協議の申出があった場合には誠実に協議いたします。
34	事業契約書 (案)	別紙2 物価変動に伴う 改定	71	3	(2)	ア	①			対象となる日等の「直接工事施工に必要となる経費」及び「各種工事の経費」には、「調理設備」「調理備品等調達業務」が含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	事業契約書 (案)	別紙3 対象となる費用 と参照指標	73	3	(5)	ア				毎月勤労統計賃金指数ですと最低賃金分が満たされない可能性があります。指標を岡山県の最低賃金に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。物価変動等の指標として比較値で用いるものですので、問題はないと考えています。
36	事業契約書 (案)	別紙2 N年度の改定 方法	73	3	(5)	ウ				第1回目の改定が令和11年4月度になります。開業準備期間、および開業～令和11年3月の期間のサービス購入費E、Fは令和7年～令和10年7月の期間の物価上昇分を織り込んでご提案する理解でよいですか。	第1回の令和10年11月支払い分から改定を想定し、「令和7年1月と令和9年7月の指標により算定」に変更します(サービス購入費D,E,F共)。契約書案を修正します。



募集要項等に係る質問書に対する回答

■その他

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	その他	前回回答 要求水準書 (案) No51								代替食については、前日までの調理、提供当日の再加熱を想定しています…との回答がありますが、具体的な献立(調理内容)をお示し願います。	一例として、牛丼の具、五目煮、鶏の照り焼き等を想定しています。
2	その他	配送業務 (玉島南小学校)								接車場所が狭く入場が困難なため、接車場所前のフェンスの撤去は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
3	その他	配送業務 (富田小学校)								納品口前にプラスチックのマンホールがあり、破損の危険性も考えられますが、撤去または移動が可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。マンホールの補強などが必要な場合は、事業者にて行ってください。
4	その他	配送業務 (玉島北中学校)								納品口前の木々の撤去は可能でしょうか。難しい場合、スロープ幅を広げようと階段もスロープ状に変更することは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねますが、学校との調整が必要です。
5	その他	配送業務 (沙美小学校)								接車場所前に駐車場と物置があるため現状接車が困難なため、貴市にて撤去、移動することは可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。事業者側の提案に委ねます。
6	その他	配送業務 (乙島小学校)								接車場所が無く納品が難しいのですが、貴市にて納品口を横に伸ばすまたはゴミ箱・階段を短くし幅を取ることは可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。事業者側の提案に委ねます。
7	その他	配送業務 (長尾小学校)								納品口に段差があるため、スロープ化することは可能でしょうか。また、一方通行で退場した場合先のT字路が狭いため通行困難であるため、門からの道をバック走行または切り返しスペースを作ることは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねますが、学校との調整が必要です。
8	その他	配送業務 (真備東中学校)								納品口の前方が狭いため接車困難なため、駐車場を削り縦付けしやすくすることは可能でしょうか。横付けする場合は階段があるため納品困難なため、階段を一部スロープに変更可能でしょうか。	事業者の提案に委ねますが、学校との調整が必要です。
9	その他	配送業務 (穂井田小学校)								鉄のマンホールのようなものがあるため納品に不安があるため、踏んでも大丈夫でしょうか。不可の場合は貴市にて移動可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。マンホールの補強などが必要な場合は、事業者にて行ってください。
10	その他	配送業務 (上成小学校)								納品口の横幅が狭いため、貴市にて納品口横幅を調節いただくことは可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。事業者側の提案に委ねます。
11	その他	配送業務 (岡田小学校)								道幅が狭く接車が難しいため、市側で通路の道幅やはみ出ている木の撤去や広げることは可能でしょうか。また、納品口手前の幅が狭いため接車困難ですが、貴市にて広げることは可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。事業者側の提案に委ねます。
12	その他	配送業務 (二万小学校)								学校側での勾配が急なため汁物等を運ぶのが不安なのですが、市側で緩やかに調整可能でしょうか。また、納品口を幅が狭いため、貴市にて広げることは可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。事業者側の提案に委ねます。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a		
13	その他	配送業務 (玉島東中学校)							納品口前の駐車スペースが危険ですが、駐車位置をずらすことは可能でしょうか。	提案に委ねますが、学校との調整が必要です。
14	その他	配送業務 (呉妹小学校)							納品口前の幅が狭く接車が難しいため、貴市にて広げることが可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。事業者側の提案に委ねます。
15	その他	配送業務 (船穂小学校)							学校納品口までの最初の交差点の幅が2,650mmと狭いですが、貴市にて曲がり角を拡張することは可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。事業者側の提案に委ねます。
16	その他	配送業務 (川辺小学校)							納品口の横幅が狭いため接車が難しいのですが、貴市にて横幅を広げることが可能でしょうか。	市側での対応は想定していません。事業者側の提案に委ねます。
17	その他	市内雇用							できるだけ市内雇用を推進するために、本事業により閉鎖する自校式で勤務されている会計年度職員の方の給与および真備調理場が直営で運営されていた時の給与をお示しいただけますでしょうか。	本市の会計年度任用職員(調理員)の報酬 勤務時間:月～金曜日 8-17時の間の6時間15分勤務 週休日:土・日曜日、祝日、7/21-8/22、12/26-1/5、3/28-3/30 休暇:年次休暇及び特別休暇 報酬:月額163,467円、期末手当最大2.5か月分、勤勉手当2.1か月分
18	その他	学校配膳室の見学							学校配膳室の見学を春休みの時期に再度実施していただけますか。	実施する予定はありません。